

【6】結婚年齢

[0] この項では結婚年齢について調査する。以下の資料の中には、例えば親が息子ないしは娘を結婚させようとした、などという結婚適齢期に達したことを示す記述も含める。

[1] 原始仏教聖典を調査した結果の結婚年齢資料には以下のようなものがある。

[1-1] 原始仏教聖典（A文献）の結婚年齢を紹介する。

(1) 大力（後に清浄）/男/クシャトリヤ（太子）/8歳⁽¹⁾

① 8歳《結婚関連》⇒② 28歳《結婚関連》⇒③ 30歳《即位関連》

『増一阿含』038-006（大正02 p.721下）：〔鶖掘魔比丘の前世〕今當立字名曰大力。……是時太子年向八歳。……父王復作是念。今此太子極自奇特。即告之曰。吾今與汝取婦何如乎《結婚関連》。太子白王。子今年幼何須娉娶。是時父王權停不與取婦。復經二十歳。王復告曰。吾欲與汝取婦《結婚関連》。太子白王。不須取婦。……爾時王太子轉字名曰清浄。是時清浄太子。年向三十。王復勅群臣曰。吾今年已衰微更無兒息。今唯有清浄太子。今王高位應授與太子《即位関連》。然太子不樂五欲之中。

(1) 結婚年齢資料として、8歳および28歳の各年齢で採用した。ここには早婚・晩婚それぞれの結婚年齢幅が見て取れる資料として、8歳および28歳をそれぞれ1度数としてカウントした。【資料集1-2】(p.151)では20歳としてとったが、「経二十歳」とあることより28(8+20)歳と訂正しなければならない。

(2) ある既婚者/女/不明/8.5歳（8歳・9歳）

① 8歳9歳《結婚》⇒②《比丘尼》

『僧祇律』「(比丘尼)波夜提100」（大正22 p.535下）：爾時比丘尼與曾嫁八歳九歳女受具足。太小軟弱不堪苦事《結婚関連/比丘尼》。

(3) ある既婚者/女/不明/10歳

① 10歳《結婚》⇒②《比丘尼》

『四分律』「(比丘尼)単提125」（大正22 p.759上）：自今已去聽度十歳曾嫁女人《結婚関連》與二歳學戒年滿十二與授具足戒。

(4) ある既婚者/女/不明/11歳（12歳未満）

① 11歳《結婚》⇒②《比丘尼》

Vinaya (bhikkhuni) Pācittiya 065 (vol.IV p.322)：その時、比丘尼らは12歳に満たない(ūnadvādasavassa)嫁に行った女(gihigatā)を受具させた《結婚関連/比丘尼》。

(5) ある既婚者/女/不明/11歳（12歳未満）⁽¹⁾

① 11歳《結婚》⇒②《比丘尼》

『十誦律』「波夜提108」（大正23 p.325下）：畜不滿十二歳已嫁女作衆⁽²⁾。

(1) パーリと漢訳資料の区別から*Vinaya (bhikkhuni) Pācittiya 065*に取りまとめなかった。

(2) 参考資料に次のようなものがある。『根本有部律』「(比丘尼)波逸底迦108」（大正23 p.1004中）：釈種の女。曾家女にして年滿十二。

〈6〉 妙光/女/バラモン/12 歳

『十誦律』「雑法」（大正 23 p.287 下）：有一婆羅門生女。面貌端正顔色清淨。顔色清淨故。名曰妙光。此女生時。相師占曰。是女後當與五百男子共通。諸人聞已。女年十二無有求者⁽¹⁾。……是估客於樓上遙見是女。……即往求娶女《結婚》。……此女後得病。於夜命終。

(1) 「不滿十二歳已嫁女」の資料に見られる幼児婚資料に呼応したものであろう。

〈7〉 後世の女人/女/不明/14 歳（年未滿十五）

『増一阿含』052-009（大正 02 p.830 上）：〔波斯匿〕王夢見小樹生果。後世女人年未滿十五便行求嫁。抱兒來歸不知慚愧。⁽¹⁾

(1) 結婚年齢を 15 以上であるべきという価値観か。

〈8〉 一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/14歳（14歳・15歳・16歳）⁽¹⁾

『増一阿含』021-009（大正02 p.605中）：云何色味。設有見刹利女種婆羅門女種長者女種。年十四十五十六。不長不短不肥不瘦不白不黒。端政無雙世之希有。彼最初見彼顔色。起喜樂想。是謂色味。

(1) 不特定多数の再生族（クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ）の女性たちの結婚適齢期の資料として、「年十四十五十六」とあるのを平均や中央値でなく、それぞれの年齢でしばしばありうることとして、それぞれの年齢において1件としてカウントした。

〈9〉 一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/15 歳（14 歳・15 歳・16 歳）

『増一阿含』021-009（大正 02 p.605 中）：同上

〈10〉 ある女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/15 歳（15 歳・16 歳）⁽¹⁾

MN.013 Mahādukkhakkhandha-s. (vol. I p.088) : 色の味 (assāda) とは何か。

たとえばここにクシャトリヤの娘 (kaññā)、婆羅門の娘、居士の娘があり、年齢は 15 歳 (pannarasa-vassuddesikā)、もしくは 16 歳 (soḷasavassuddesikā) であり、長過ぎず短過ぎず、痩せ過ぎず太り過ぎず、黒過ぎず白過ぎないとするならば、彼女はその時において最も微妙端麗 (subhā vaṇṇanibhā) であろう。微妙端麗に縁り生じる楽 (sukha) と喜 (somanassa) は色の味である《結婚関連》。

(1) 不特定多数の再生族（クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ）の女性たちの結婚適齢期の資料として、「15 歳もしくは 16 歳」とあるのを平均や中央値でなく、それぞれの年齢でしばしばありうることとして、それぞれの年齢において1件としてカウントした。

〈11〉 一女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/16 歳（14 歳・15 歳・16 歳）

『増一阿含』021-009（大正 02 p.605 中）：〈8〉を参照。

〈12〉 ある女人/女/クシャトリヤ・バラモン・ヴァイシャ/16 歳（15 歳・16 歳）

MN.013 Mahādukkhakkhandha-s. (vol. I p.088) : 〈10〉を参照。

〈13〉 定光 (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /15.5 歳（15 歳・16 歳）

① 8 歳 9 歳《就学》⇒② 14 歳《学業の修了》⇒③ 15 歳 16 歳《結婚》

『四分律』「受戒鍵度」（大正 22 p.782 下）：〔過去世〕定光菩薩。年向八歳九歳時王教菩薩學種種技術《就学》。書算數印畫戲笑歌舞鼓弦乘象乘馬乘車射御拵力。一切技術無不貫練《学業の修了》。賈人當知。定光轉年。至十五十六時。王即爲設三時殿。冬夏春給二萬婬女。使娛樂之《結婚》。

〈14〉 イシダーシー (Isidāsī) の過去世/女/車夫の家 (sākaṭika-kula) /16 歳

Therīgāthā (p.167) v.455 : [過去世] (Isidāsī イシダーシー) また 16 歳の時、ギリダーサと呼ぶ彼の息子はわたしが娘として成年に達したのをみて、[わたしを] 娶った《結婚》。 *atha soḷasame vasse disvāna maṃ pattayobbanam, kaññaṃ oruddha tassa putto Giridāso nāma nāmena.*

〈15〉 ある摩訶羅比丘の娘/女/バラモン/16 歳⁽¹⁾

『僧祇律』「僧残 005」(大正 22 p.275 中) : 妻と娘を捨て官役を避け出家した摩訶羅比丘が同じく妻と息子を捨てた摩訶羅比丘と示し合わせて二人の子を娶せることを思い立つ。

(1) 娘の年齢表現はないが、前生譚、「氷豆十六年」より類推した。

〈16〉 当来世の人/女/不明/20 歳

『五分律』「雑法」(大正 22 p.172 下) : 夢見華即成果者。爾時二十歳人便已生兒。⁽¹⁾

(1) 結婚年齢を 20 歳以上であるべきという価値観か。

〈17〉 大力(後に清浄)/男/クシャトリヤ(太子)/28 歳⁽¹⁾

① 8 歳《結婚関連》⇒② 28 (8+20) 歳《結婚関連》⇒③ 30 歳《即位関連》

『増一阿含』038-006 (大正 02 p.721 下) : [鶖掘魔比丘の前世] 今當立字名曰大力。……是時太子年向八歳。……父王復作是念。今此太子極自奇特。即告之曰。吾今與汝取婦何如乎《結婚関連》。太子白王。子今年幼何須娉娶。是時父王權停不與取婦。復經二十歳。王復告曰。吾欲與汝取婦《結婚関連》。太子白王。不須取婦。……爾時王太子轉字名曰清浄。是時清浄太子。年向三十。王復勅群臣曰。吾今年已衰微更無兒息。今唯有清浄太子。今王高位應授與太子《即位関連》。然太子不樂五欲之中。

(1) [1-1] の〈1〉の注(1)参照。

〈18〉 一梵志/男/バラモン/120 歳

① 120 歳《結婚関連》⇒② 120 歳《死没》

『長阿含』007「弊宿経」(大正 01 p.046 中) : [譬喩] 昔者此斯波囉村有一梵志。耆舊長宿年百二十。彼有二妻。一先有子。一始有娠《結婚関連》。時彼梵志未久命終《死没》。

[1-2] 後期原始仏教聖典(B文献)の結婚年齢資料を紹介する。

〈1〉 梵摩王子/男/クシャトリヤ(王子)/7 歳

『撰集百緣経』78 (大正 04 p.241 下) : 爾時波斯匿王。及梵摩達王。常共忿諍。各將兵衆。象兵馬兵車兵歩兵。住河兩岸。各立標相。夫人月滿。各生男女。端政殊妙。王大歡喜。擊鼓唱令。集諸兵衆。賞賜財物。等同歡慶。求相和解。共爲姻婚。令我二國從今以去更莫相犯。乃至子孫。作是要已。各還本國。時梵摩王子。年始七歳。齎持珍寶種種雜物。送與波斯匿王。求欲納娶。

〈2〉 鹿女/女/バラモン(但し、養父の階級)/14 歳(漸漸長大至年十四/今得成人)

『大方便仏報恩経』(大正 03 p.139 上) : 爾時雌鹿尋便懷妊月滿產生。……見仙人往便捨而去爾時仙人見此女兒。形相端正人相具足。見是事已心生憐愍。即以草

衣裏拭將還。採衆妙果隨時將養。漸漸長大至年十四。其父愛念。……爾時大王報仙人言。聞君有女欲求婚姻……我小長養。今得成人。爲王所念而反孤棄。即入窟中誦持呪術而呪其女。王若遇汝薄者皎然不論。若王以禮待接汝者。當令退沒不果所願爾時波羅奈王到宮殿已拜爲第一。名曰鹿母夫人。諸小國王百官群臣皆來朝賀
(1)。

(1) 参考資料に次のようなものがある。『六度集經』23 (大正 03 p.014 中) : 鹿毘小使即感之生。時滿生女。梵志育焉。年有十餘。……王命賢臣娉迎禮備。

(3) 摩訶迦葉/男/バラモン/15 歳

『雜譬喻經』道略集 09 (大正 04 p.524 中) : 至年十五欲爲娶婦。迦葉聞之甚大愁憂。語父母言。我志樂清淨不須婦也。迦葉辭至三。……二人相對志各凝潔。雖爲夫婦了無恩情。其婦遂與迦葉結誓我與君等。各處異房要不相觸。

(4) 一童女/女/バイシャ (長者子) /15 歳

『大乘本生心地觀經』 (大正 03 p.310 中) : 譬如長者有一童女。年始十五。端正殊妙。爾時父母處三層樓。將其愛女受諸歡樂。於夜分中母女同宿。在一寶床而共安寢。於是童女夢見。父母娉與夫家經歷多年。遂生一子端正殊妙。

(5) 媛女/女/不明/15 歳 (15 歳以上)

『仏本行經』 (大正 04 p.062 中) : 王然此義即召美女十五以上容色妙者六十四種姿媚具備尋致諸女充太子宮久學調靜。

(6) 菩薩/男/クシャトリヤ (王の甥) /16 歳

① 16 歳 《結婚/即位》

Jātaka 126 Asilakkhaṇa-j. (vol. I p.455) : [主分] バーラーナシーの王には唯一人の王女と甥 (菩薩) とがあった。王は 2 人を傍で養育し、彼等は成長するに及んで (vayappatta)、互に慕い合う仲となった。王は血族の繁栄のこと等あれこれ考えて、2 人を別々な所に住ませた。彼らは今や 16 歳 (soḷasavassa) となり、激しく慕いあい、甥は画策して王女を手にいれたが、王も初めはそのつもりであったから、この結婚を許し《結婚》、甥には王位を与えた《即位》。

(7) 菩薩/男/クシャトリヤ (王子) /16 歳

Jātaka 263 Cullapalobhana-j. (vol. II p.328) : [主分] 菩薩はブラフマダッタ王の王子として生まれた。彼が 16 歳 (soḷasavassa) になった時、王は愛欲も望まない息子だから王位も望まないかも知れないと心配になった。そこで、1 人の踊り子に依頼して、第 1 妃にするという約束で菩薩を誘惑させた《結婚関連》。

(8) サンミッラバーシニー (Sammillabhāsini) /女/バラモン/16 歳

Jātaka 328 Ananusociya-j. (vol. III p.092) : [主分] ある善業を積んだ人が梵天の世界から死んで、カーシ国の 8 億の財産を有する婆羅門の家に生まれ、サンミッラバーシニーと名づけられた。彼女の 16 歳 (soḷasavassa) の時は美しく愛らしかったが、彼女も菩薩と同様、結婚を望まないまま菩薩と結婚させられた《結婚》。

(9) マッリカー/女/ (華鬘師の頭の娘) /16 歳

Jātaka 415 Kummāsapiṇḍa-j. (vol. III p.405) : [序分] マッリカーは舎衛城の華鬘師の頭の令嬢で、たいへん美しかった。16 歳 (soḷasavassa) のある日に他の娘

等と一緒に花園へ行った。その日、阿闍世王との戦に敗れたパセーナディ王は花園で彼女を見初め、夕刻、使いをやり、彼女を王妃として迎えた《結婚》。

〈10〉 ヴァーサバッカティヤー (Vāsabhakkhattiyā ; 行雨) / 女 / クシャトリヤ (摩訶那摩と下婢との間の子) ⁽¹⁾ / 16 歳

Jātaka 465 Bhaddasāla-j. (vol.IV p.145) : [序分] マハーナーマとその使用人ガムンダーとの間にヴァーサバッカティヤー (行雨) という 16 歳 (soḷasavassa) になる娘があった。この娘をクシャトリヤの娘としてパセーナディ王に差し出し《結婚》、まもなくして子供が生まれた。

(1) クシャトリヤの娘として差し出す。

〈11〉 ある娘 / 女 / 不明 (ekassa kulassa) / 16 歳

Jātaka 477 Cullanārada-j. (vol.IV p.219) : [序分] 舎衛城のある良家に 16 歳 (soḷasavassa) になる娘があった。たいへんきれいな年頃の娘 (dhītā vayappattā) ではあったが、求婚者がいなかった《結婚関連》。母親はシャカ族の比丘を 1 人引き込んで還俗させ、その男によって娘と共に生活しようと考えた。

〈12〉 マハーパナーダ (Mahāpanāda) (菩薩) / 男 / 王子 / 16 歳

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《即位/結婚》

Jātaka 489 Suruci-j. (vol.IV p.323) : [主分] マハーパナーダ (Mahāpanāda) 王子 (菩薩) は成年に達して (vayappatta) 、16 歳 (soḷasavassa) になった時には、すでにあらゆる学芸の円熟に達していた (sabbasippe nipphattiṃ pāpuṇi) 《学業の修了》。王は彼のために楼台を造って、灌頂式を執り行おうと考えた。マハーパナーダのために楼台祭礼 (pāsāda-maṅgala) 、[王者の] 天蓋祭礼 (chatta-maṅgala) 、成婚祭礼 (āvāha-maṅgala) という三つの祝典が同時に行われた《即位/結婚 ⁽¹⁾ 》。

(1) 【資料集 1-1】では、結婚の資料としては未収録であったものを三つの祝典が 16 歳のとき行われたものとして補った。

〈13〉 ウンマダンティー (Ummadanti) / 女 / ヴァイシャ (setṭhino dhītā) / 16 歳

Jātaka 527 Ummadanti-j. (vol.V p.210) : [主分] ウンマダンティーは 16 歳 (soḷasavassa) になる長者の娘 (setṭhino dhītā) であった。美しい娘であったが、人相見の婆羅門たちが反感を抱き、王には不吉な女として報告したことから、彼女は、王ではなく、將軍アヒパーラカ (Ahipāraka) に嫁がせられた《結婚》。

〈14〉 クサ (菩薩) / 男 / クシャトリヤ (王子) / 16 歳

① 15 歳 ⁽¹⁾ 《学業の修了》⇒② 16 歳《即位/結婚》

Jātaka 531 Kusa-j. (vol.V p.278) : [主分] クサ王子 (菩薩) とその弟ジャヤンパティは素晴らしい榮譽をもって (mahant) 成長した (vaḍḍhati) 。菩薩は智慧があるので、師匠のもとで何も習うことなく、自身の智慧によりあらゆる学芸に通曉した (sabbasippesu nipphattiṃ pāpuṇi) 《学業の修了》。クサ王子が 16 歳 (soḷasavassa) の時、王は王子に王位を譲りたいと思った。王子は、自身が醜男であることから、両親の存命中はこれに従い、後は出家しようと考えた。王は臣下を遣わして息子にふさわしい姫君をさがさせ、パバーヴァティー (Pabhāvati)

王女を見出し、王子を王位につかせ、彼女を第1王妃にさせた《即位/結婚》。

(1) 16歳の時、即位を話題とするから、学業の修了年齢を前年の15歳としてとった。

〈15〉ドゥクーラ (Dukūla) /男/不明 (獵師; nesāda-kula) /16歳

① 16歳《結婚》⇒②《隱棲》

Jātaka 540 Sāma-j. (vol. VI p.071) : [主分] ドゥクーラが16歳 (soḷasavassa) になった時、両親はドゥクーラ童子 (Dukūlakumāra) に対岸に住む獵師仲間の娘パーリカー童女 (Pārikakumārikā) を娶らせた《結婚》。2人は望まないままに在家者として生活したが、両親に暇乞いをし、雪山地方に入って、仙人の生活をした《隱棲》。

〈16〉菩薩/男/クシャトリヤ⁽¹⁾ (王子) /16歳

Jātaka 546 Mahāummagga-j. (vol. VI p.363) : [主分] ウドゥンバラ姫 (Udumbaradevi) の考案によって、弟 (菩薩) の名声は高まった。彼が16歳 (soḷasavassa) になった時、ウドゥンバラ姫は、弟は年を取り、名声も大きくなったので、結婚させねばならない、と考えた《結婚関連》。

(1) もとは長者 (setṭhin) の子であったが、王に認められて王の養子となる。16歳の資料は王の息子となってからであり、クシャトリヤのライフステージとしてとった。

〈17〉プサティー (Phusati) /女/クシャトリヤ/16歳

Jātaka 547 Vessantara-j. (vol. VI p.484) : [主分] [彼女は] マッダ王の第1妃の胎に再生し、プサティーと名づけられた。成長して (vaḍḍhati)、16歳 (soḷasavassa) になった時に、シヴィ国王は王子サンジャヤを即位させ、息子の第1妃としてプサティーを迎え入れた《結婚》。

〈18〉ヴェッサンタラ (Vessantara) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16歳

① 16歳《学業の修了》⇒② 16歳《結婚/即位》⁽¹⁾

Jātaka 547 Vessantara-j. (vol. VI p.486) : [主分] 菩薩が16歳 (soḷasavassa) の時、すでにあらゆる学芸を完成させていた (Bodhisatto soḷasavassakāle yeva sabbasippe nipphattiṃ pāpuṇi) 《学業の修了》。そこで父王はマッダ国の王家から菩薩の叔父の娘マッディーを迎えて第1妃とし、菩薩を灌頂即位させた《結婚/即位》。

(1) 【資料集1-1】では、16歳を《学業の修了》年齢としてのみとっていたが、《結婚/即位》についても1年のタイムラグがないものとして、補った。

〈19〉シッダッタ^①/男/クシャトリヤ (太子) /16歳

① 16歳《学業の修了》⇒② 16歳《結婚》

『仏本行経』(大正04 p.062上) : 世人所習 衆諸技術 太子學能 不加日勞 年滿十六 體方精健 文武兼備 藝過諸釋 《学業の修了》……王忽寤憶 阿夷所言 如何當令 捨是洪德 涉苦入山 精勤學道 心即懷疑……王然此義 即召美女 十五以上 容色妙者 六十四種 姿媚具備 尋致諸女 充太子宮 《結婚関連》

〈20〉菩薩/男/不明 (凡人) /16歳

① 16歳《学業の修了》⇒② 16歳《結婚関連》

『六度集経』85 (大正03 p.047中) : 昔者菩薩。時爲凡人。年十有六。志性開達。

學博觀弘。無經不貫練《学業の修了》。精深思衆經道術。何經最眞。何道最安。思已喟然而歎曰。唯佛經最眞無爲最安。重曰。吾當懷其眞處其安矣。親欲爲納妻《結婚関連》。……

(21) 雲/男/バラモン (摩那婆/童子) /16 歳

① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《結婚関連》

『仏本行集経』(大正 03 p.665 上) : [雲] 少小從師。時年十六。端政可熹。得善種生。父母清淨。乃至七世。無有穢濁。無能譏呵。其家種族。……從彼珍寶仙人之邊。受誦呪術。捷利速疾。所得眞正。一聞便領。語言辯了。字句分明。所有一切婆羅門家。種種呪術。工巧技能。皆悉洞解。解已語彼梵志師言。大師和上。我今習學。已盡和上所有德術。意欲還家。其和上。心戀雲童子。不欲別離。即語之言。汝摩那婆。我有一論。名爲毘陀。乃是往昔諸仙所說。一切外道婆羅門等。未曾知聞。況復得見及以教他。摩那婆言。唯願和上。爲我解説。《学業の修了》……(p.665 下) 名雲。年始十六。智慧聰明。德術具足。與師無異。……時祭祀德婆羅門女。善技之身。及諸童女。樓上遙望見雲童子端政少雙。見已喜歡。向四方禮諸天諸神。心自密念。願此童子。論議第一。勝舊上座諸婆羅門。令我遠離此不善人。莫與如此不善之人共爲夫婦《結婚関連》。

(22) 優婆塞の娘/女/ヴァイシャ/16 歳

『賢愚経』24 (大正 04 p.381 上) : 是女端正。容貌殊妙。年始十六、姪欲火燒。於沙彌前、作諸妖媚《結婚関連》。

(23) 月女/女/クシャトリヤ (王女) /16 歳

① 16 歳《結婚》⇒② 16 歳《即位》(夫婦)

『旧雜譬喻経』07 (大正 04 p.512 上) : 昔有國王夫人生一女。父母名爲月女。端正無比。王與衣被珍寶。輒言自然也。至年十六。王恚言。此是我與。汝何言自然。後有乞兒來丐。王言。此實汝夫。月女言諾。……行到大國。國王時崩無太子。夫婦於城外坐。……時大臣使梵志八人於都城門行人出入以次相之。唯有此夫婦應相耳。是時舉國群臣共奉迎之爲王《即位》。王夫婦以正法治國人民安寧。

(24) (吉星婆羅門の娘) /女/バラモン/16 歳

『法句譬喻経』(大正 04 p.603 下) : 時有婆羅門。名曰吉星。生一好女世間少比。至年十六無能訶者。懸金千兩積九十日。募索智者有能訶此女爲不端正者。以金與之無敢應者。女以長大應當嫁處念當與誰。……到優填王所讚女姿媚具白王言。此女應相當爲王妃。今以年大故送與王。王見歡喜即納受之。拜爲第二左夫人。

(25) シッタッタ②/男/クシャトリヤ (太子) /17 歳

『六度集経』78 (大正 03 p.041 下) : 太子年十七無經不通。師更拜受。王爲納妃。妃名裘夷。容色之華。天女爲雙。力勢頓却六十巨象。至年十九。太子都合諸妓凡千五百人。共處一殿。極其伎樂。

『修行本起経』(大正 03 p.465 中) : 於是太子。與諸官屬。即迴還宮至年十七。……有一臣言。太子已大。宜當娶妻以迴其志。王爲太子。採擇名女無可意者。有小國王。名須波佛(漢言善覺)。有女名裘夷。

『太子瑞応本起経』(大正 03 p.475 上) : 太子至年十七。王爲納妃。簡闕國中名

女數千。無可意者。最後一女。名曰瞿夷。

『過去現在因果經』(大正 03 p.629 中) : 爾時太子。至年十七。王集諸臣。而共議言。太子今者年已長大。宜應爲其訪索婚所。諸臣答言。有一釋種婆羅門。名摩訶那摩。其人有女。名耶輸陀羅。

(26) アーサンカー (Āsaṃkā) /女/不明/19 歳

Jātaka 380 Āsaṃka-j. (vol.III p.248) : [主分] 菩薩は仙人となって雪山中に住んでいると、蓮の花台に1人の女兒をみつけ、アーサンカーと名づけ、その子を我が子のように育てた。彼女が16歳 (soḷasavassa) になった時、その美しさのうわさを聞いて、バーラーナシーの王が彼女を欲した。王はその後、3年の歳月を経て彼女の名を調べ、約束通り菩薩より彼女をもらい受けた《結婚19歳 (16+3)》。

(27) シッダッタ③/男/クシャトリヤ (太子) /19 歳

『仏本行集經』(大正 03 pp.707 上~712 下) : 爾時太子漸向長成。至年十九。時淨飯王爲於太子。造三時殿。……時淨飯王復語釋種諸親族言。汝等當觀。誰釋女堪與我太子悉達爲妃。……最後有一婆私吒族釋種大臣摩訶那摩。其女名爲耶輸陀羅。

(28) 法与/女/ヴァイシャ/20 歳

『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.366 中) : …… (366 下) 法與長大情樂出家。跪白父曰。我今情樂善說法律而爲出家。父曰小女我有先言。以汝嫁與鹿子長者子毘舍佉。彼即是夫誠爲不可。…… (367 中) 是時法與於二歳中。學六法六隨法。年漸長大容儀挺秀超絶常倫。時諸親族共來瞻視。鹿子長者知女長成。令使往告天與長者曰。男女成立宜共成親。可選吉辰式修盛禮。…… (367 下) 又諸親族咸來告言。少女汝今不應爲倉卒事。汝既盛年梵行難立。…… (368 中) 二部僧伽已與汝受近圓竟 (1)。……無容得有阿羅漢尼。諸漏已盡處白衣家。食殘宿食受行俗法。于時法與既得果已。白父母曰。二親當知。我已獲得阿羅漢果。今欲往詣王園尼寺。

(1) 婚礼の話の進む中、二年六法を学び、具足戒の得られる二十歳になったと解した。

(29) シッダッタ④/男/クシャトリヤ (太子) /20 歳

『異出菩薩本起經』(大正 03 p.619 上) : 太子年二十。王欲爲太子娶婦。太子曰。我不娶婦。王爲太子。閱一國中女。得數十萬女。令太子目閱視之訖。無有可太子意者。最後一女。名曰俱夷。太子曰。吾欲娶是女。王即爲太子娶之。爲太子娶婦。

(30) (梵志長者の子) /男/バラモン/20 歳

① 20 歳《結婚》⇒② 20 歳《死没》

『法句譬喻經』(大正 04 p.605 下) : 有一梵志長者居在路側財富無數。正有一子其年二十。新爲娶婦未滿七日《結婚》。夫婦相敬言語相順。……有一椶樹高大華好。婦欲得華無人與取。夫知婦意欲得椶華。即便上樹正取一華。復欲得一展轉上樹乃至細枝。枝折墮地傷中即死《死没》。

(31) (銀色王の転生) /男/バラモン (摩那婆/童子) /20 歳

① 20 歳《結婚関連》⇒② 20 歳《隱棲》

『銀色女經』(大正 03 p.451 中) : 託生彼處婆羅門婦。足滿十月生一童子。端正殊妙最上無比。身色具足年二十後。于時父母而語之言。摩那婆。當須造舍《結婚

関連》。時彼童子報父母言。爲我造舍爲有何義。我心今者不在於舍。惟願放我入於深山。父母即聽。彼出自舍往詣山林《隱棲》。既往到已見山林中。

〈32〉一貧窮婆羅門/男/バラモン/40歳

『太子須大拏經』(大正03 p.421中)：時鳩留國有一貧窮婆羅門。年四十乃取婦。婦大端正。婆羅門有十二醜身體黑如漆。面上三顯鼻正匾。兩目復青。面皺唇哆。語言謇吃。大腹凸臃。脚復繚戾。頭復頽秃。狀類似鬼。其婦惡見呪欲令死。

〈33〉一婆羅門/男/バラモン/60歳

『法句譬喻經』(大正04 p.597中)：昔有婆羅門。年少出家學道。至年六十不能得道。婆羅門法六十不得道。然後歸家娶婦爲居。生得一男端正可愛。至年七歳書學聰了。才辯出口有踰人之操。卒得重病一宿命終。

〈34〉一輔相婆羅門/男/バラモン/80歳

『大方便仏報恩經』(大正03 p.141下)：波羅奈國有一輔相婆羅門。其家大富多饒財寶。金銀琉璃。珊瑚琥珀。象馬牛羊。田業僮僕。在所充足。年過八十生一男兒。妙色端正人相具足。父母歡喜。召諸相師占相吉凶。爲其立字號曰均提。年始七歳。父母愛念放令出家。往詣利提利因提羅山。至如來所。

〈35〉一長老梵志/男/バラモン/80歳

『出曜經』(大正04 p.703上)：昔佛在舍衛國祇樹給孤獨園。彼時去國界不遠有梵志子。名曰無害。常追逐師友。讀梵志經典。所事師者耆舊長老。年過八十所納妻婦。年幼少壯顏貌端正。女之禮節威儀備舉。無害梵志子亦復端正丈夫姿顏世無雙比。時彼女人姪欲熾盛。即捉梵志子無害手。吾敬卿德欲與情交宜可爾不。無害聞之。以手掩耳我寧喪命終不敢聽。……(1)

(1) 上記の外に次のような資料も存する。ただし同列には扱えないので参考として掲げておく。

一女/女/不明/3歳/

『旧雜譬喻經』(大正04 pp.513下-514上)：昔有婦人生一女。端正無比。年三歳。國王取視。呼道人相後中夫人不。道人言。此女人有夫。王必後之。我當牢藏之。便呼鵠來。汝所處在何所。白王。我止大山半有樹。人及畜獸所不得歷。下有廻復水船所不行。王言。以此女寄汝養。便撮持去。日日從王取飯與女。如是久後。上有一聚卒爲水所漂去。有一樹正倚追水。下流有一男子。得抱持樹。墮廻水中不得去。廻滿樹踊出住。倚山男子得上鵠樹與女通。女便藏之。鵠日舉女稱之。已更子身未者輕也。鵠覺女重。左右求得男子。舉棄之。往如事白王。王曰。道人工相人也。師曰。人有宿命對。非力所能制也。逢對則相可。諸畜生亦如是也。

[2] 上記資料にもとづいて統計的分析を施してみる。

[2-1] 結婚年齢のA文献・B文献資料を度数分布表にしてみると以下のようなになる。

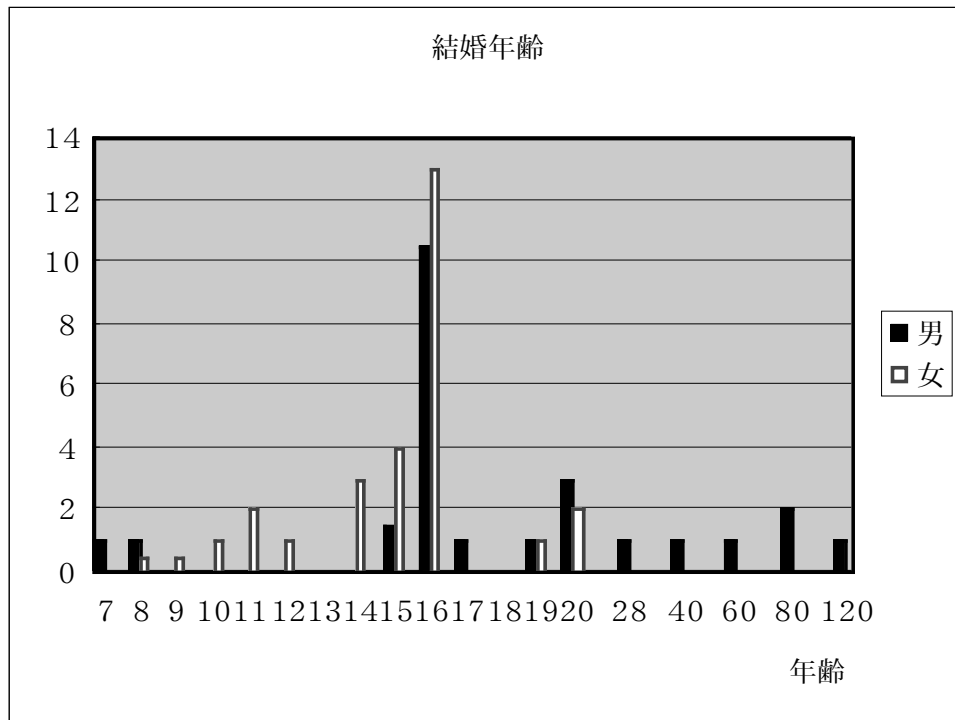
《結婚年齢》

年齢	A. 原始仏典				B. 後期仏典				総計
	パーリ		漢訳		<i>Jātaka,</i> <i>Apadāna</i>		本縁部・ 根本有部律		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
7							1		1
8			1						1
8.5				1(1)					1
10				1					1
11		1		1					2
12				1					1
14				2				1	3
15		1		1			1	2	5
15.5			1(2)						1
16		2		2	7	6	3	3	23
17							1		1
19						1	1		2
20				1			3	1	5
28			1						1
40							1		1
60							1		1
80							2		2
120			1						1
平均		14.5	42.9	13.7	16.0	16.4	30.4	16.0	21.3
最頻値									
総計	0	4	4	10	7	7	14	7	53

(1) 結婚年齢を8歳9歳とする〈2〉の資料である。下のヒストグラムでは8歳、9歳にそれぞれ度数0.5を加算した。

(2) 結婚年齢を15歳16歳とする〈13〉の資料である。下のヒストグラムでは15歳、16歳の男性グラフにそれぞれ度数0.5を加算した。

[2-2] 上記、(1) (2) (3) の注を考慮して、ヒストグラムで修正を加えると次のようになる。



[2-3] A文献(18件)、B文献(35件)の男女を合わせた結婚年齢の最頻値は16歳(度数23.5〔相対度数44.34〕⁽¹⁾)である。これは男女ともに16歳で、A文献・B文献を合わせた男性の度数は10.5(男性の総計からの相対度数は42.00)、女性の度数は13.0(女性の総計からの相対度数は46.42)である。A、B文献別でも16歳である。

平均を出せば、A文献は18.8歳(男性42.9歳⁽²⁾、女性13.9歳)、B文献は21.9歳(男性25.3歳⁽³⁾、女性16.1歳)、A文献・B文献を合わせた平均は21.3歳(男性25.3歳⁽⁴⁾、女性16.1歳)である。

- (1) [2-1]の註(2)に記した〈13〉資料を加味している。
- (2) 120歳の〈18〉資料を除けば、18.3歳となる。
- (3) 80歳の〈34〉〈35〉の2資料を除けば、19.9歳となる。
- (4) 120歳の〈18〉資料、80歳の〈34〉〈35〉の2資料を除けば、19.5歳となる。

[3] 結婚年齢について若干の考察を施しておく。

[3-1] 上記で紹介した資料は結婚年齢を記すものを無作為に掲げたものであり、通常の結婚適齢期にはそぐわないものも含まれている。例えばA文献の〈18〉は120歳とするが、これはすでに結婚していたが、1人の妻がはじめて妊娠したというものであり、B文献の〈32〉は40歳とするが、これは貧窮であったがゆえに結婚が遅れたと考えられるし、〈33〉は80歳にして結婚したのは、年少に出家学道していたが故であり、〈34〉はすでに結婚していたのであるが80歳にして子が生まれたということであろう。〈35〉もおそらく青年時代に学問に励んでいたからであろうと考えられる

確かに平均年齢を算出する場合にはこのようなものも含めるべきであるが、結婚の標準年齢を考えるとときにはこのようなものは除外すべきであろう。後者のように考えてこれらを除

外すると、男女ならびにA、B文献あわせた平均年齢は13.6歳となる。

また現代の日本人の平均的な初潮年齢は12～13歳とされている。K.M.カパディアによれば、ある小規模の調査で、カルカッタにおけるベンガール系少女の月経初潮期には、12.74歳から12.78歳までの変化がみられたという⁽¹⁾。またトラヴァンコールのナヤール族の場合では、14.29歳であったという⁽²⁾。また、前者をヒンドゥー・インド人の典型として考えた場合でも生殖機能の発達が3ヶ年を要すると考えて、結婚（出産）のための最小限年齢は16歳でなければならないともしている。このように考えると実質的な結婚は15、6歳くらいからでなければならないことになる。

しかしながらインド人には古くから幼児婚の風習があり、7、8歳での結婚もなかったわけではないであろう。律に

比丘尼・波逸提 065（度十二歳未満已嫁女戒）：12歳未満の曾嫁女（*gihigatā*）を受具させてはならない。

という規定があり⁽³⁾、また『パーリ律』の「付随」には

10歳の曾嫁女に学戒を与えることができる（*dasavassāya gihigatāya sikkhā dātabbā*）

⁽⁴⁾。

とされているから、10歳以前に結婚している少女が十分あり得たことを物語っている。特にこの点については、A文献に資料が多く、資料全体に占める割合も多いが、B文献には少なく、その割合はきわめて低い。この律蔵の規定もA文献に属するから、このことから原始仏教聖典が制作された時代の方が、後期原始仏教聖典が制作された時代よりも、幼児婚が広く行われていたといえるかも知れない。

それはともあれ、この幼児結婚と一般的な意味での結婚とを分けて考える必要もあるであろう。したがって上記資料から12歳までの資料は幼児婚と考えると、これを除外して平均値を算出してみると16.7歳となる。おそらくこの数字が有意味の数字であって、原始仏教聖典における平均結婚年齢は16、17歳くらいとしてよいであろう。ただし幼児婚という形態があったことも忘れてはならないし、個人的な事情によって婚期が遅れることがあるということも十分に予測しておかなければならない。

なお先に掲げた平均値の16.7歳という数字には、バラモン・クシャトリヤ・ヴァイシャなどのすべてのカーストの男女を含んでいる。上記資料の語るところからは、男女を区別しなければならぬ理由もなさそうであるし、A文献の資料〈8〉〈9〉〈10〉〈11〉〈12〉なども語るように、仏教的な社会環境の中では、カーストによって区別しなければならない理由もなさそうである。

(1) K.M.カパディア著/山折哲雄訳『インドの婚姻と家族』（未来社 1969.2）p.235

(2) 前掲書、p.237

(3) vol.IV p.321。漢訳律は、『四分律』（比丘尼）波逸提 125 大正 22 p.758 下、『五分律』（比丘尼）波逸提 104 大正 22 p.091 上、『十誦律』（比丘尼）波夜提 108 大正 23 p.325 下、『僧祇律』（比丘尼）波逸提 100 大正 22 p.535 下、『根本有部律』（比丘尼）波逸提 108 大正 23 p.1004 中

(4) vol.V p.139

[3-2] 法典類によれば、初潮前の8歳（*aṣṭa-varṣa*）より10歳（*daśa*）までの処女をナグニカー（*nagnikā*）、10歳（*daśa-varṣa*）と12歳（*dvādaśa*）の間[の処女]をガウリー

(*gaurī*) と呼び、特にナグニカーの間に親はふさわしい夫を見つけて嫁がせるべきであるとされており⁽¹⁾、*Vasiṣṭha Dharmasūtra* S.17.70、*Baudhāyana Dharmasūtra* S.4.1.11によれば、初潮が始まるまでに嫁がせることができなければ父親に罪過が訪れるという⁽²⁾。またそれができない場合は月経が始まってからの3年間は親がふさわしい夫を探す努力をすべきであるが、それを過ぎたら女性自身がふさわしからざる夫でもよいから、自ら探すべきであるとされる⁽³⁾。したがって法典類は女性には幼児婚をあるべき姿として勧めているわけである。ヒストグラムを見ると、14歳までの幼少年期の結婚は圧倒的に女性が多いのもこれを裏付ける。

しかし男性にはこのような規定はない。*Arthasāstra* 3.3.1~2は

女 (*strī*) は12歳 (*dvādaśa-varṣā*) で成年 (*vyavahāra*) に達したものの〔成人〕となり、男 (*pums*) は16歳 (*ṣoḍaśa-varṣa*) で〔成人となる〕。

とし、*Suśruta-saṃhitā* 34.10 (大地原訳 I p.113) は

男子は25歳、女子は16歳にて成年期に達するものと医者を知るべし。

とするが、これは結婚の年齢を規定したのではなく、例えば *Manu-smṛti* 9.94は

30歳の者 (*trimśad-varṣa*) は愛しい (*hr̥dyā*) 12歳 (*dvādaśa-vārṣikī*) の娘 (*kanyā*) を、あるいは24歳の者 (*tryaṣṭa-varṣa*) は8歳〔の娘〕 (*aṣṭa-varṣām*) を娶るべし (*vahet*) 。

とし、*Mahābhārata* 13.44.14が

30歳〔の男子〕 (*trimśad-varṣa*) はナグニカー (*nagnikā*) である10歳の妻を (*daśa-varṣām bhāryām*) 娶るべし (*vindeta*)。あるいは21歳〔の男子〕 (*ekavimśati-varṣa*) は7歳〔の妻〕を (*sapta-varṣām*) 獲得するべし (*avāpnuyāt*)。

などとするように、他の法典類も同様にいうから、結婚適齢期というものを設けていなかったようである⁽⁴⁾。

しかし法典類は望ましい当為年齢を提示しているのであって、必ずしも現実を反映しているわけではないから、原始仏教時代の男女の平均的な結婚年齢は、先の仏典のいうところを尊重すべきであろう。

(1) 「モノグラフ」第9号 pp.193~195 参照

(2) 上記 p.195 参照

(3) 上記 pp.195~6 参照

(4) 上記 pp.193~4 参照

[3-3] また7世紀頃の実態をあらわすジャイナ教の文献によれば、花嫁は12歳、花婿は16歳に割り当てられているという⁽¹⁾。

(1) Ranjana Bajpai ; *Society in India the Seventh Century A.D.* 1992 , New Delhi p.058

これは K.P.Jain; *Marriage in Jain Literature*, IHQ, vol.IV p.151によったものと注記されている。

[3-4] なお管見にふれた範囲の調査の報告書を紹介しておく。B.L.マンカッドの調査(1934年~35年)においては、父世代、当世代において「結婚年齢は11.4歳から14.2歳まで変化を示すが、初産年齢にかんしては重大な相違はみられなかったことを明らかにした」という。彼によれば、初産の平均年齢は15.89歳から16.81に変化し、別な例でも17.59歳から17.1歳、17.52へと変化を示してはいるが、結婚年齢とは関係がないということである⁽¹⁾。